

仕様書		
屋内訓練場廃液中和処理装置の汚泥汲み取り	仕様書番号	第15号
	作成年月日	令和6年3月1日
	作成部隊名	化学学校教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、屋内訓練場廃液中和処理装置の汚泥汲み取りについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備と一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 作業に関する要求

2.1 作業の種類

屋内訓練場廃液中和処理装置の各槽の汚泥汲み取り作業とする。

2.2 作業の内容

汲み取り・搬出・処分

2.3 汚泥内容

汚泥内容については、表1による。

表1-汚泥内容

品名	容量等	備考
汚泥	予定数量 20,000kg	サラシ粉系及びD I C S系2系統の原水槽、汚泥槽、ろ過ポンプ槽及び放流ポンプ槽の計8槽

2.4 作業の時期

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間で実施、細部日程は、官側と調整する。

3 作業に関する事項

実施要領等は、表2による。

表2-実施要領等

連番	作業内容	実施事項	備考
1	汲み取り	汲み取り・搬出	サラシ粉及びD I C Sによる堆積汚泥
2	処分	処分	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に該当

3.1 汲み取り

- a) 屋内訓練場に設置されている廃液中和処理装置の各原水槽、汚泥槽、ろ過ポンプ槽及び放流ポンプ槽に蓄積した汚泥を回収する。
- b) 回収車両へ積載し駐屯地外に搬出する。

3.2 処分

- a) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理する。
- b) 汚み取った汚泥の計量を速やかに実施し、官側に対しFAX等により通知する
- c) 産業廃棄物管理票のA, B2, D, E票については、2025年3月31日までに官側へ提出する。

3.3 立ち入り条件

駐屯地に立入る者については、日本国籍を有する者とする。

4 一般的な要求事項

- 4.1 本役務による不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責任と基づくものと明らかに認められた場合、契約相手方は弁償の責任を負うものとする。
- 4.2 作業終了後の清掃は、契約相手方の責任で実施するものとする。
- 4.3 本役務で使用する施設、電気、用水等の使用は契約担当官等の許可を得て使用することができるものとする。
- 4.4 提出書類は、表3による。

表3-提出書類

番号	書類名	数量	提出先	記載内容	提出時期
1	作業員名簿	1部	検査官等	a) 氏名、生年月日、住所、車種車番を記載 b) 様式随意	作業日時決定後 速やかに
2	廃棄物量	1部	検査官等	a) 回収した汚泥量を記載 b) 様式随意回収した汚泥量	作業後速やかに
3	産業廃棄物 管理票	1部	検査官等	A, B2, D, E票を提出	作業完了後努め て速やかに

5 条件

- 5.1 回収した汚泥は、契約相手方の責任により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理するものとする。
- 5.2 本役務に使用する、運搬車両、器材及び工具等は契約相手側で準備し、官側の重機・資器材等は使用しないものとする。
- 5.3 本役務従事者は、本作業に関し十分な知識、経験及び技術を有し、作業を完全に遂行できる者であることをとする。また、廃棄物処理に関する取扱の許可を受けた事業者であり、関係法令等に基づき適切に収集運搬、処分を行えるものとする。
- 5.4 本作業を実施するにあたり、汚泥のサンプリングは可能とする。

6 監督・検査

担当官が定める監督・検査実施要領によるものとする。

7 秘密保全

- 7.1 庁内への出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い、関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のない施設への立ち入りを禁止する。
- 7.2 契約を履行するうえで知り言えた情報を他のものに漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

8 その他

細部については、管理官が定める監督・検査実施者等と調整するものとする。